

産業構造審議会 活動報告書

令和6年8月1日

目 次

I 活動概要

現在の組織	3
開催状況	3
答申・報告書等	3

II 組織の変更

組織図	5
-----	---

III 答申・報告書等

審査品質管理小委員会	8
不公正貿易政策・措置調査小委員会	9
安全保障貿易管理小委員会	10
イノベーション小委員会	12
繊維産業小委員会	14
航空機産業小委員会	15
伝統的工芸品指定小委員会	18
産業保安基本制度小委員会	19
水素保安小委員会	20
製造安全小委員会	21
経済産業政策新機軸部会	22

I 活動概要

活動概要

本活動報告書は、令和5年7月から令和6年6月までの産業構造審議会における活動を取りまとめたものである。

活動報告書は、令和6年7月1日以降の組織図に合わせて記載している。

現在の組織

産業構造審議会は令和5年7月から令和6年6月にかけて、12つのワーキンググループを新設、8つのワーキンググループを廃止し、令和6年6月末現在、3の部会、7の分科会、40の小委員会、43のワーキンググループによって構成されている。

開催状況

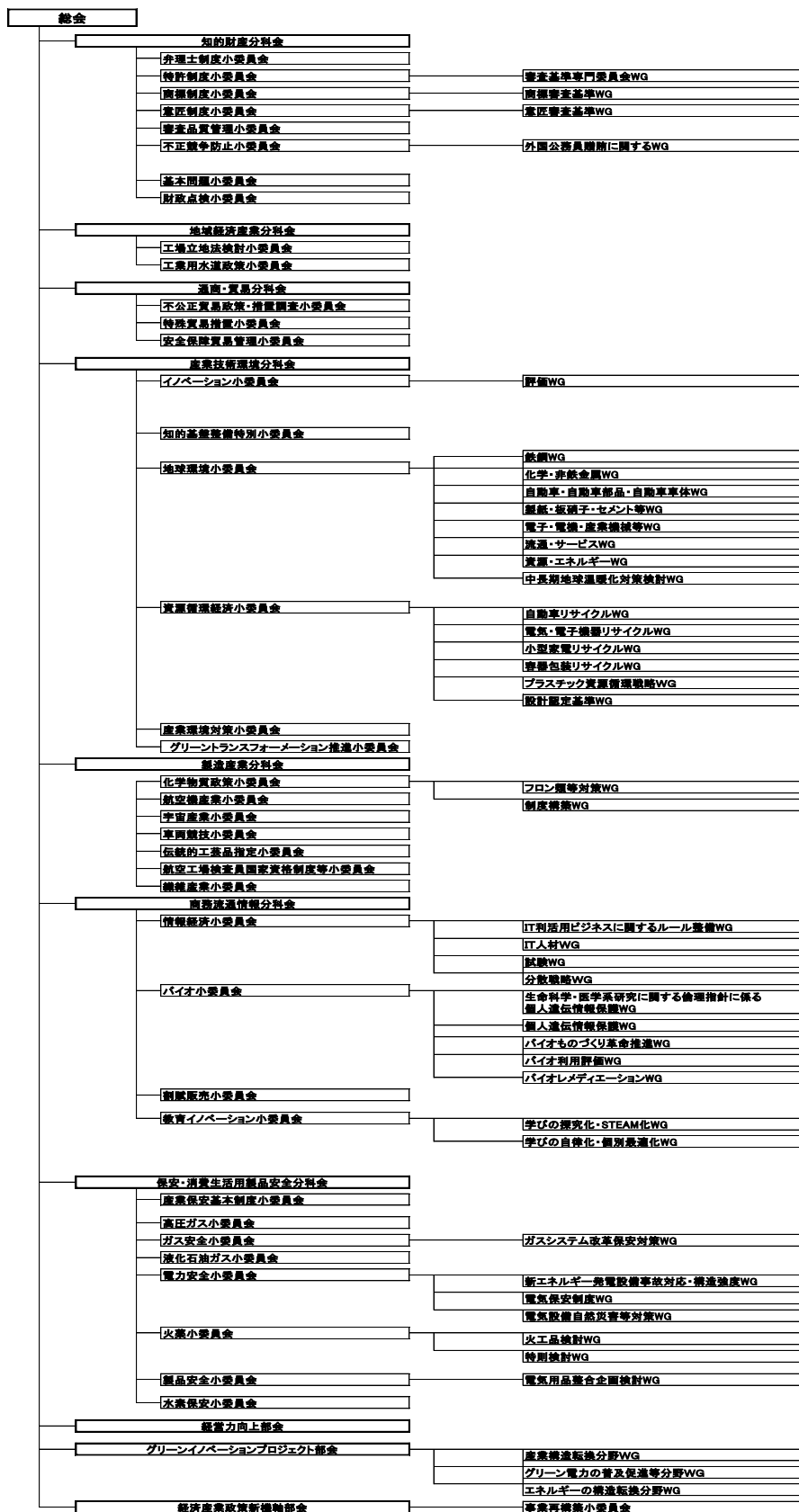
令和5年7月から令和6年6月にかけて、総会1回、部会10回、分科会12回、小委員会81回、ワーキンググループ56回、総計160回開催しており、開催状況・議事要旨を、経済産業省のホームページにおいて公開している。

答申・報告書等

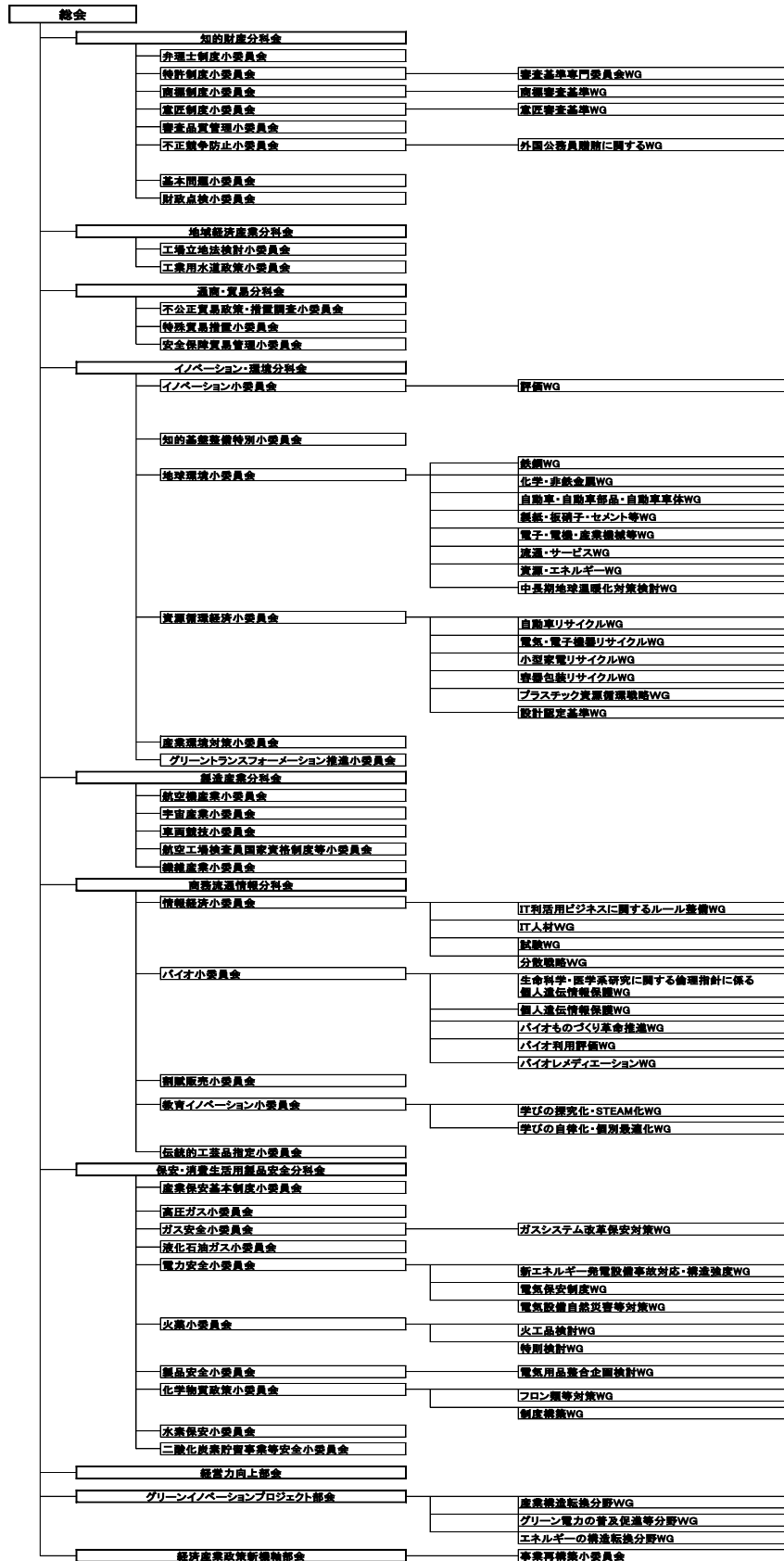
令和5年7月から令和6年6月にかけて、総計11件の答申・報告書等を取りまとめており、経済産業省のホームページにおいて公開している。

Ⅱ 組織の変遷

産業構造審議会 旧組織図（～令和6年6月30日）



産業構造審議会 新組織図（令和6年7月1日～）



Ⅲ 答申・報告書等

「令和5年度審査品質管理小委員会報告書（報告書）」

審査品質管理小委員会（令和6年3月）

報告書の概要

令和5年度の特許庁の審査品質管理の実施体制及び実施状況について評価し、改善点についての検討を行った結果を報告書として取りまとめた。

（1）特許庁における審査品質管理の取組の概要

特許庁における審査品質管理の取組の概要をまとめた。

（2）審査品質管理の実施体制・実施状況に関する評価結果

審査品質管理の実施体制・実施状況に関する評価を、本小委員会で策定した「審査品質管理に関する評価項目及び評価基準」に基づいて行い、その結果を取りまとめた。

（3）審査品質管理の実施体制・実施状況に関する改善提言

審査品質管理の実施体制・実施状況に関する評価を通じて得られた、審査品質管理の実施体制・実施状況に関して改善が期待される事項について審議し、本小委員会の改善提言として取りまとめた。

「2023 年版不公正貿易報告書（報告書）」

不公正貿易政策・措置調査小委員会（令和5年6月）

報告書の概要

世界貿易機関（WTO）協定をはじめとする国際ルールに照らして、我が国の主要貿易相手国・地域が採用している貿易政策・措置の問題点を明らかにし、撤廃や改善を促すことを主たる目的としている。

（1）第一部

第一部においては、20 ヶ国・地域の約 150 件の貿易政策や措置を取り上げ、問題点の改善に向けての政府の取組や最近の動向についてまとめている。なお、2023 年版では、新規案件として以下 3 件の政策・措置を指摘している。

- ① 中国：政府調達法改正
- ② EU：炭素国境調整措置
- ③ カナダ：特定有害物質禁止規則改正案における DBDPE 禁止規則

（2）第二部

第二部においては、第一部で挙げた問題点の指摘の根拠となる WTO 協定と主要ケースに関する解説を行っている。なお、2023 年版の第二部では、以下 6 件の特集記事を記載している。

- ① 新型コロナウイルス感染症と貿易
- ② 企業のサプライチェーンと人権・環境問題
- ③ 経済的威圧をめぐる最近の議論
- ④ 安全保障例外～GATT21 条の解釈をめぐる論点と最近の WTO 先例
- ⑤ 国産化と技術獲得
- ⑥ WTO 上級委員会を巡る問題

（3）第三部

第三部においては、WTO 協定を補完する新たな国際ルールとして、経済連携協定及び投資協定について、体系的な解説を行っている。

「中間報告（報告書）」

安全保障貿易管理小委員会（令和6年4月）

報告書の概要

2023年11月から2024年4月にかけて、第14回から第18回まで5回にわたり安全保障貿易管理小委員会を開催し、2021年安保小委中間報告以降の安全保障環境の変化等を踏まえた輸出管理に関する課題について、議論を行い、以下について中間報告を取りまとめた。

1. 対応の方向性

（1）補完的輸出規制の見直し

①一般国向け通常兵器補完的輸出規制

- ・一般国（グループA国以外）向けであっても、安全保障上の懸念が高い品目に限定して、通常兵器の開発等に用いられるおそれがある場合に適切に管理。
- ・この際、懸念需要者や懸念取引等に関する情報を政府が提供。

②グループA国を経由した迂回に対する措置

- ・補完的輸出規制の対象外のグループA国向けであっても、懸念国等の迂回調達の懸念がある場合、インフォーム。

（2）技術管理強化のための官民対話スキームの構築

- ・技術流出リスクの高い技術・行為を特定し、外為法に基づき政府に事前報告（今回の措置は貨物は対象外）。
- ・適切な技術管理に向け、政府からの懸念情報等の提供を含め官民対話を実施（真に必要な場合は、外為法に基づくインフォームにより許可申請を求める）。
- ・取引時点のみならず、時間的経過に伴う軍事転用懸念を考慮。

（3）機動的・実効的な輸出管理のための重層的な国際連携

- ・国際輸出管理レジームで技術的議論が成熟した品目の同盟国・同志国による管理。
- ・懸念度と緊急度に応じた、技術保有国による連携も有効。
- ・国際輸出管理レジームの管理対象品目に係る運用面での協調。
- ・国際輸出管理レジームの非参加国との連携を強化。

（4）安全保障上の懸念度等に応じた制度・運用の合理化・重点化

- ・半導体製造に用いられる一部の部分品（圧力計やクロスフローろ過装置）を特別一般包括許可の対象に。
- ・インド・ASEAN向け工作機械を、一定の要件の下（移設検知機器の搭載等）で、特別一般包括許可の対象に。
- ・同志国軍による防衛装備の持ち帰り、民生用途の1項品等に関する許可申請手続を簡素化。
- ・内部管理体制や保有機微技術、輸出実績を踏まえ、立入検査を重点化。

(5) 国内外の関係者に対する一層の透明性の重要性

- ・中小企業及び諸外国などへの情報発信、個別説明等の継続した実施

(6) インテリジェンス能力の向上と外部人材の活用

- ・同盟国、同志国の輸出管理当局を含めた関係機関とのより一層の協力。諸外国の政策動向や技術動向等に関する調査の充実。

2. 中長期的な検討課題等

上記の対応の方向性については、本報告を踏まえて、速やかに制度・運用の見直しを図るべき。同時に、足下の国際環境で生じている新たな事象に対して、従来型の不拡散型輸出管理の枠組みがどの程度実効的かについて、我が国の安全保障の維持・強化の観点から、虚心坦懐に検証し、必要に応じた抜本的な見直しを検討すべき。その際、諸外国の規制動向も注視しつつ、国際環境等に即した新たな貿易管理のあり方も検討すべき。例えば、人を通じた技術流出への対策をはじめとした新たな技術管理の取組の必要性、法体系の複雑性の解消（「わかりやすさ」の追求）を含めた外為法に基づく安全保障貿易管理の目的や制度体系のあるべき姿の検討への指摘もあり。

「イノベーション小委員会中間取りまとめ」

イノベーション小委員会（令和6年6月）

中間取りまとめの概要

当該小委員会では、継続的なイノベーションを創出するためには、新たな「技術・アイデア」を生み、その事業化による「新たな価値の創造」、「社会実装して市場創造・対価獲得」することによって実現したイノベーションの成功モデルが、次なるイノベーションを生むことが重要であるとの視点に立って議論を行い、提言として「イノベーションの実現に向けた政策の方向性について」をとりまとめた。

提言では、(1) スタートアップ・大企業の強みを活かした研究開発投資の促進、(2) イノベーション資源（人材・技術・設備等）の流動化による事業化・付加価値創出の促進、(3) 需要創造まで見据えて国が産業化に向けた新たなモメンタムをつくるべきフロンティア領域の探索・重点支援などを今後の政策の方向性として示した。

ポイント

(1) スタートアップ・大企業の強みを活かした研究開発投資の促進

研究開発投資は、将来の成長の源泉であるにもかかわらず、その成果が得られるまでの期間が長く、収益性も不透明なものであるため、コストカットを重視する経営方針と相まって、積極的な研究開発投資の増加に向かいにくい場合も存在。

このため、研究開発投資効率を評価できるような指標の策定や、経済産業省の研究開発予算の中でスタートアップを優先的に支援する「スタートアップ推進枠」の設定などを通じて、国内研究開発投資の総量を担う大企業が研究開発投資を増やしつつ、特に新規事業開拓にチャレンジしやすいスタートアップが新規分野で研究開発を行いやすい環境整備を行う。

(2) イノベーション資源（人材・技術・設備等）の流動化による事業化・付加価値創出の促進

既存事業の競争力向上を重視する大企業は、よりリスクの高い新規分野の研究開発投資や事業化の担い手となりにくい場合がある一方で、新規事業の開拓を担うスタートアップは、イノベーションの担い手として極めて重要だが、初期段階で成功したとしても、事業拡大フェーズでは、人材・技術・設備等のイノベーション資源制約のため成長が制約されることがある。

このため、所属企業の枠を超えた環境に身を置き新たな学びを得る「越境学習」のガイドライン・事例集の策定や、事業会社からのカーブアウト実践のガイダンス普及に向けた実証事業の実施等により、イノベーション資源の流動化を促進し、大企業とスタートアップのそれぞれの強みを活かすイノベーション・エコシステムの構築に取り組む。

(3) 需要創造まで見据えて国が産業化に向けた新たなモメンタムをつくるべきフロンティア領域の探索・重点支援

将来的なポテンシャルが大きい一方で、技術開発や市場の不確実性といったリスクの高さ、巨額の研究開発設備投資の必要性などの理由で、国としては重点投資していきたいにもかかわらず、個

社だけでは投資が進みにくい領域が存在。

こうした領域の探索を行うために NEDO や産総研等の国研や他府省庁、学会等の幅広いネットワークを活用して技術インテリジェンスの強化に取り組むとともに、まず取り組む領域として量子や核融合等を想定して、必要となる予算・税制・法律・標準化などの措置を含んだロードマップの作成を通じて、社会実装への道筋を描く。

「繊維産業におけるサステナビリティ推進等に関する議論の中間とりまとめ」

繊維産業小委員会（令和6年6月）

中間とりまとめの概要

繊維産業小委員会では、令和4年5月に「2030年に向けた繊維産業の展望（繊維ビジョン）」をとりまとめた。しかし、繊維産業を取り巻く環境変化は、衣料品の低価格化や供給量の増加など加速度を増していることから、来るべき2030年に向けて着実に政策を実行していくため、繊維ビジョンに基づく取組のさらなる強化が必要である。

このため、令和5年11月に繊維産業小委員会を再開し、繊維産業における①環境配慮等のサステナビリティへの対応、②人材確保・取引適正化への対応、③繊維産地におけるサプライチェーンの維持に向けた取組の方向性等の諸課題に関する議論を行った。

①環境配慮等のサステナビリティへの対応

- ・衣料品の回収量の増加に向けた制度整備
- ・資源循環システム構築に資する技術基盤の整備
 - （1）副資材の除去や選別の自動化
 - （2）複合素材繊維の分離・再資源化
 - （3）リサイクルプロセスの環境負荷低減
- ・繊維製品における環境配慮設計の推進
- ・情報開示の推進とグリーンウォッシュへの対応
- ・適量生産・適量消費に向けた取組の方向性

②人材確保・取引適正化への対応

- ・人材確保に向けた対応
- ・取引適正化に向けた対応

③ 繊維産地におけるサプライチェーンの維持に向けた取組の方向性

「航空機産業戦略」

航空機産業小委員会（令和6年4月）

戦略の概要

国際民間航空機関における2050年カーボンニュートラル達成の目標合意、デジタル技術活用の進展、サプライチェーンリスクの顕在化、スタートアップによる新たな市場創出に向けた動きの加速といった国際的な動向や、我が国企業による完成旅客機開発の中止等、航空機産業を取り巻く環境は大きく変化している。

こうした状況を踏まえ、我が国航空機産業の発展に向けた方向性や具体的な取組についてのビジョンを示し、それを産学官で共有し一体として進めていくことで、中長期的な予見可能性を確保しつつ、更なる成長を遂げることを目指していくためのものとして、航空機産業小委員会において「航空機産業戦略」を取りまとめた。

1. 航空機産業の意義

航空機産業は、我が国の社会経済活動上の重要インフラとしての自律性の確保、国際的な航空需要の成長の国内産業への裨益、安全保障の維持・強化の観点から、極めて重要な産業であり、官民でその発展を目指すことの意義は大きい。

2. 我が国航空機産業の現状と目指すべき方向性

我が国航空機産業は、2019年時点では年間売上高ベースで2兆円規模にまで発展してきているものの、欧米主要国と比較すると規模は小さく、依然として米国の10分の1程度の規模である。一方、世界の民間航空機市場の拡大が見込まれる中、機体構造・エンジン・装備品・MRO等で参画可能な事業領域が残されていることから、我が国航空機産業には今後の産業規模の拡大余地があり、更なる成長の可能性は大いにあると考えられる。また、航空機産業においては、グリーン、デジタル、レジリエンス、新興市場の創出といった環境変化、すなわちゲームチェンジが今まさに起きているところ、それぞれ成長の機会があるとともに、これまで築いてきた立ち位置を失うリスクの両面が存在する。

大きな環境変化の中で、我が国航空機産業が、更なる成長に当たって抱えている課題としては、①完成機事業中止による産業の自律的な成長機会の喪失、②主体的に市場の付加価値を獲得できない産業構造、③一国一社による環境変化への対応に先行するための投資規模の限界、の三点が主に挙げられる。この三点の課題を踏まえると、我が国航空機産業は現状、海外OEMの動きを待たざるを得ない産業構造であるといえ、上述の環境変化の中で、今後必ず到来する新型機開発等の成長機会において、戦略的な開発、サプライチェーン構築、ビジネス形成を我が国が主導し、産業規模を拡大していくためには、主体的に付加価値を取りに行く産業構造へ変革していくことが重要である。このため、産業の自律的な成長を可能とする完成機事業の創出を引き続き目標として掲げるべきである。

3. 自律的な成長を実現する産業構造の創出

これまでに確固たる地位を築いてきた市場を起点としつつ、収益性が高く規模の大きい市場（ボリュームゾーン）において、完成機事業の経験を有する海外 OEM との連携の中で、我が国の強みをレバレッジとして、コンポーネントの製造に留まらない、上流工程でのプログラム参画を継続的に追求することで、収益基盤を着実に構築しつつ、規模の大きい事業を実施するために必要な事業能力を含めたインテグレーション能力を獲得していく。併せて、小型機市場・新興市場において、将来ボリュームゾーンにおいて採用され得る環境新技術の先行的な技術開発に幅広く投資するとともに、その開発技術をレバレッジとして、主導的な立場での国際共同開発に取り組み、海外の主要 OEM との共同開発では獲得できない経験と能力を獲得していく。

この2方向のアプローチによって我が国航空機産業の能力と事業基盤を2035年頃までに飛躍的に成長させ、それ以降の単通路機プログラム（ボリュームゾーン市場）においては、我が国航空機産業が海外 OEM と伍する立場として、国際連携による完成機事業の創出を目指していくことを追求すべきである。

4. 成長の原動力を生む基盤の強化

新たな価値を取り込み、成長を実現するためには、個別の航空機開発・製造そのものの取組のみならず、そうした取組の原動力を生むための、また、成長の果実を裨益させるための基盤（ものづくり基盤、人材、開発基盤の維持・強化が必要である。

これまでは、コスト競争力強化や一貫生産体制の構築といった支援を行いつつ、国内産業基盤の強化を図ってきた。また、新素材に関する技術開発の支援を行いつつ、我が国の素材分野の強みを生かした付加価値向上を図ってきた。また、試験・実証インフラを中心に開発製造基盤に関する協調的な取組が進んできている。さらに、航空機製造技術者の養成・確保に向けて、「航空機整備士・製造技術者養成連絡協議会」の枠組み等の下で関係者が連携し、非破壊検査員の人材育成、講演会等を通じた裾野拡大の取組等を推進している。

こうした取組が重要であることは引き続き変わらないが、環境変化に適切に対応し完成機事業の創出及びそこに向けたステップバイステップの成長という大目標を実現していくためには、政策支援が個別最適に陥らないよう官民で具体的な方針を共有すべきである。

その際には、民防それぞれの開発・事業の時期、性質の違いを踏まえ、シナジー効果を生むことを織り込んでいることが必要である。

また、欧米においては、次世代空モビリティや航空機運用に関するソリューション等、旅客機製造業に留まらない取組が進んでおり、人材流動、事業開発連携等を通じて旅客機製造業を含めたエコシステム全体の成長の原動力となっている。我が国においても、こうした挑戦が始まっているところ、航空機産業のエコシステムを捉え直し、適切な取組を検討していくことが重要である。

以上の認識から、サプライチェーン強靱化、人材獲得・育成、開発製造基盤の構築、エコシステム拡大の4つの観点で、成長の原動力となる基盤の構築に取り組む。

5. 航空機産業戦略の迅速かつ着実な実行

航空機産業を巡る事業環境が大きく変化する中、これまでに示した、我が国航空機産業の成長に向けた戦略的な取組を迅速かつ着実に実行するためには、官民が共通認識を持ち、総力を結集して取組を進めることが極めて重要である。

航空機産業戦略に掲げた取組の方向性は、必ずしも従来の延長線上にはないものも多く、また今後の環境変化の中で取組の方向性が変化していくことも考えられる。このため、今後、原則として毎年度、本小委員会を開催することとし、これまでにやってきた取組の評価や、これからの取組の方向性を随時検討し、官民一体となって、日本の航空機産業の発展を図っていく。

「伝統的工芸品の指定に係る答申について（答申）」

伝統的工芸品指定小委員会（令和5年9月）

※令和6年6月末までは製造分科会に所属

答申の概要

伝統的工芸品産業の振興に関する法律に基づく伝統的工芸品の指定品目に「東京本^{ほんぞめちゅうせん}染注染」を追加することについて了承した。

・東京本^{ほんぞめちゅうせん}染注染

「注染」とは、江戸時代に技法が確立した型染め技術である。生地を屏風畳み状に折り重ねながら防染糊を型付けした後、重なった生地にヤカン（ジョウロ型の道具）で染料を注ぎ染める。染め上がりに裏表無く両面が染まるのが特徴。現在も伝統的な技法が継承されており、7事業者、74名の従事者がいる（令和5年10月現在）。

本工芸品の指定により、伝統的工芸品は241品目となった。



手ぬぐい



ゆかた地

「中間取りまとめ CCSに係る制度的措置の在り方について（報告書）」

産業保安基本制度小委員会

総合資源エネルギー調査会 資源・燃料分科会 カーボンマネジメント小委員会（令和6年1月）

報告書の概要（保安関係部分）

CCS 事業化に向けた諸課題に関し、総合資源エネルギー調査会資源・燃料分科会の下に設置された「カーボンマネジメント小委員会」との合同開催により審議を行い、令和6年1月に中間取りまとめを策定した。

（概要）

2050 年カーボンニュートラルの実現のためには、省エネルギー、再生可能エネルギー、電化や水素エネルギーの活用などが必要であるが、一方、CO₂ の排出が避けられない事業分野が存在。この分野においても、確実に CO₂ 排出を抑制する必要があるが、CO₂ を回収して地下に貯留する CCS はこれを解決するに当たり重要な取組。

このため、貯留事業者が行う貯留事業や輸送事業者が行う輸送事業について、一定の規律を確保するための措置を講じることが必要である。また、事業を行う上で懸念されるリスクに適切に対応し、公共の安全を維持し、災害の発生を防止することが不可欠。

CO₂ 貯留事業は、石油・天然ガスの掘採を目的とする CO₂-EOR・EGR と類似性があることから、鉱山保安法も踏まえつつ、貯留に必要な地上設備の保安の確保や地下の井戸の掘削・CO₂ 貯留作業における安全等の確保のために必要な措置等の保安規制を新たに体系的に整備することが適当。他方で、CO₂ 貯留事業は、石油等の掘採がなく、CO₂ が地下に溜まり続ける等の点で CO₂-EOR・EGR と違いがあることから、貯留事業の実施に当たり CO₂ の貯留に伴う地下構造の保護について必要なリスクマネジメントの実施や貯留作業への反映等を事業者を求めるべき。その際、これらの運用に当たっては、最新の技術的動向を踏まえる観点から外部有識者の知見等を取り入れるプロセスを設けることが適当。

また、導管輸送事業とガス事業法におけるガス導管事業の類似性が高いことを踏まえ、技術基準の適合・維持義務や工事計画の届出、使用前検査・定期自主検査、保安規程の整備と届出等、ガス事業法も踏まえつつ新たに体系的に保安規制を措置することが適当。その際、CO₂ の物質的な特性（可燃性・爆発性のない不活性ガス、腐食性、高濃度の CO₂ の人体への影響、比重等）を踏まえ、設備などの技術基準を設定することが必要。なお、超臨界状態における導管輸送については、国際的な状況を踏まえて技術基準などの安全性の観点から検討する。

**「総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会 水素・アンモニア政策小委員会
／資源・燃料分科会 脱炭素燃料政策小委員会／産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会
水素保安小委員会 合同会議 中間とりまとめ」**

水素保安小委員会

総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会 水素・アンモニア政策小委員会
同 資源・燃料分科会 脱炭素燃料政策小委員会（令和6年1月）

中間とりまとめの概要

水素保安小委員会（総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会水素・アンモニア政策小委員会及び資源・燃料分科会脱炭素燃料政策小委員会との合同会議）において、今後の水素・アンモニア社会を推進する保安の在り方・環境整備等について審議を行い、令和6年1月29日に以下のとおり「中間とりまとめ」をとりまとめた。

（1）総論

- ① カーボンニュートラルに向けて必要な水素
- ② GX 全体の中の水素政策の位置づけ
- ③ 我が国への水素等導入に必要な制度措置について
- ④ 低炭素水素等の定義

（2）価格差に着目した支援・拠点整備支援の概要

- ① 支援の制度趣旨
- ② 価格差に着目した支援の制度設計詳細
- ③ 拠点整備支援の制度設計詳細
- ④ 今後の道行き

（3）低炭素水素等の供給の促進に向けた制度的措置

- ① 低炭素水素等の供給の促進に向けた制度的措置の必要性
- ② 低炭素水素等の供給の促進に向けた制度的措置の概要

（4）低炭素水素等の供給・利用の拡大に向けて必要な保安措置

- ① 水素保安の将来像に向けた水素保安の在り方
- ② 水素保安における新たな制度案
- ③ 水電解装置などの安全確保について
- ④ アンモニアの保安について
- ⑤ 水素等事業の保安に係る適用法令について
- ⑥ リスクコミュニケーション・人材育成・国際調和

（5）新たな市場創出・利用拡大につながる適切な制度の在り方

**「産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 製品安全小委員会 中間取りまとめ」
製品安全小委員会（令和6年2月）**

中間取りまとめの概要

インターネット取引の拡大に伴い、国内外の事業者がオンラインモール等を通じて国内消費者に製品を販売する機会が増大しており、海外から国内の消費者に直接販売される製品の安全確保や、子供用の製品による事故の未然防止していく観点から、国内消費者が製品を安全に使用する環境を整備するため、本中間とりまとめにて、課題、論点を整理し、今後の制度的措置及び取組の方向性について、取りまとめを行った。

（目次）

第1章 製品安全を巡る現状

1. 概要
2. 重大製品事故の状況

第2章 昨今の環境変化・課題と制度措置や取組の方向性（案）

1. 海外事業者からの直接販売等を通じた製品の安全確保のための対応
 - （1）環境変化と課題
 - ①インターネット取引の拡大
 - ②インターネット取引に対する政府の取組の方向性
 - （2）制度的措置と取組の方向性
 - ①海外から直接販売される製品の安全確保のための措置
 - （ア）海外から直接販売をする事業者の位置付け
 - （イ）国内において必要な措置をとる者
 - ②インターネットモール等を通じた製品の安全確保のための措置
 - ③届出情報の公表に関する措置
 - （3）取組を進めるに当たっての留意事項
2. 玩具などのこども用の製品の安全確保のための対応
 - （1）環境変化と課題
 - （2）制度的措置と取組の方向性
 - ①こども用の製品による事故を未然防止するための措置
 - ②こども用の製品の特徴を踏まえた必要な措置
 - ③制度導入前に製造・輸入された製品の取扱いに関する措置
 - ④中古品の取扱いに関する措置
 - （3）取組を進めるに当たっての留意事項
3. その他の措置事項

「経済産業政策新機軸部会第3次中間整理（報告書）」（令和6年6月）

令和3年11月に、産業構造審議会直下に経済産業政策新機軸部会を設置し、延べ23回の部会を開催。令和4年6月、令和5年6月（第2次）、令和6年6月（第3次）に、中間整理を取りまとめた。

第3次中間整理においては、潮目の変化（投資、賃金、物価、株価）の背景には、世界が直面する時代の転換点があり、これまでと異なるアプローチが求められる世界的な構造変化があることを明らかにした上で、政府・企業・個人の考え方・やり方を変えて、取組を継続していける見通しを持つことが必要という考えのもと、非連続的な理想を示すビジョンではなく、新機軸の政策の延長線上で十分に実現可能な、一つの将来見通し（シナリオ）を策定した。また、第2次中間整理以降取り組んできた施策の進捗状況や、進捗を踏まえ、今後検討が必要となる施策についても整理した。

報告書の概要

（時代認識）

- 足下の日本国内の「潮目の変化」（投資、賃金、物価、株価）は、世界が時代の転換点にある端緒。
 - 国際経済秩序の変化：グローバル化の時代から、不確実性の高い時代へ
 - 世界的な人口動態の転換：日本は労働参加頭打ち。中国・欧州・韓国も人口減少フェーズへ
- これらの変化は、国内投資・イノベーション・所得向上の面で日本に追い風。
- 次は、「巻き返す15年」。「人口減少」は加速し、日本を劇的に変える。
 - これまでの考え方・やり方では、これまでどおり当面社会は安定するが、実質賃金・GDPの成長は横ばいにとどまり、新興国に追いつかれ、海外と比べて「豊かではない」状況に。社会の安定性すら失われる可能性。
 - 新機軸という考え方・やり方（社会課題に政府も一歩前にでて大規模・長期・計画的に投資等）で、国内投資・イノベーション・所得向上の好循環を継続すれば、人口減少下でも、一人一人の所得が増え、可処分時間が増加。国民の生活がよりスムーズで、心地のよい新たな生活へと発展し、豊かな社会を実現できる。

（世界の需要動向と日本の産業構造）

- 世界の需要は、社会課題解決の価値化（GX等）とデータドリブンでの新たな価値創出（DX等）で拡大。
 - 日本を含む人口減少地域は、物量は減少するが、「良いものには値がつく」価格上昇を通じた需要増に加え、上述のような高付加価値化・新需要開拓によって需要が拡大。
 - 米国・グローバルサウス等の人口増加地域は、人口増・購買力増に伴う取引量・単価の上昇も含めて需要増。
- 食料・資源・原料を輸入せざるをえない日本は、世界でイノベーションで稼ぐ。課題先進国の日本はチャンス。
 - 日本企業は、海外への輸出・投資をこれまで以上に拡大しつつ、「世界の創造拠点」として

日本という場所を位置付け、世界中で稼いだ利益を国内に還流させ、国内投資・イノベーション・賃上げを継続的に拡大する。

- 成長可能性があり、変化の主体たる中堅・中小企業、スタートアップの重要性が高まるとともに、こうした変化の主体が刺激となり大企業の変革も促す。

（世界で勝負）

- 社会課題領域を中心に、高付加価値な製品・サービスを生み出し続ける。そのための経営・事業・製品サービス戦略立案や、最重要研究開発の拠点といった機能を、国内に保持・強化する。そのために世界中で稼いだ利益を絶えず国内に還流させつつ、更なる将来投資の原資として活用する。
- 製造等の現場に眠る非構造化データを産業内で広く収集・分析し、現場を次の研究開発に活かす連携体制を確立。世界中から不可欠なものとして求められる製品・サービスを、国内外に提供し続けるグローバル拠点になる。
- 国際競争の中で高付加価値型事業に必要な産業インフラ・人材を調達できる領域のみ、日本に事業が生き残る。

（生活の質を高める挑戦）

- デジタルを駆使し、個人に最適化したり、時間・空間の制約を解放するような新たな製品・サービスが生まれてくる。
- 日本の生活・文化・コンテンツ力等を源泉とするインバウンド・アウトバウンドで高い価値を訴求する。
- 人手不足の供給制約を、デジタル投資（AI・ロボット等）で解消し、拡大する需要を取り損ねずに充足できる。

（求められるチャレンジ）

- 国内投資拡大（例えば、2027 年度に 115 兆円の投資額を達成する拡大スピード以上）の継続。
- スタートアップや大学・研究所、人材育成を含むイノベーションエコシステムが強化され、イノベーションが拡大。
- 構造的な人手不足の時代には、賃金や働き方の面でより良い条件を提示できる仕事に、人々は移動していく。若者をはじめとした人材確保のため、企業は、省力化投資を徹底し、賃上げを続け、柔軟な働き方でやりがいある「良い仕事」を提供する。
- 企業が資金需要の主体となることで、財政の持続性も維持しながら、経済成長・国民の所得向上を実現する。政府は、こうした民主導型経済に転換するため、新機軸の政策を継続する。民主導型経済が軌道に乗り、継続していくために、政府は国の戦略投資として、インフラ投資や産業政策など必要な生産的政府支出を継続させる。

（チャレンジの結果、得られる国民の豊かさ）

- 主要先進国並みの賃上げの継続で、所得が向上（例えば、直近2年の国内の名目賃上げの継続）。様々な生活の質も向上。

（今後検討が必要となる主要施策）

- 分野横断的にマクロレベルで行っていく取組を、第2次中間整理で目標として定めた「国内投資・イノベーション・所得向上の3つの好循環を実現する」という観点から、下記の3つのグループごとに整理を行った。

(1) 国内投資の拡大

(2) イノベーション／新陳代謝の加速

- ✓ 世界の市場で勝負し、世界の創造拠点となるための施策
- ✓ 生活の質を高める挑戦をする産業を後押しするための施策

(3) 所得の向上

- こうした施策を通じ、将来の成長期待に基づく民間投資の促進、企業活動の高付加価値化、経済産業構造の転換による長期持続的な経済成長の実現と、「ミッション志向の産業政策」で取り組む分野での社会課題解決を両立する。

(分野ごとの施策の進捗と今後検討が必要となる施策)

- これまで新機軸部会で整理してきた8つのミッションと4つのOSを基に、今回のシナリオを踏まえ、グローバルと経済安全保障を統合した下記の8つのミッションと4つのOSに再整理し、それぞれについて第二次中間整理以降の進捗状況と、今後検討が必要となる施策を示した。

<ミッション志向の産業政策> (8分野)

- 1：炭素中立型社会の実現 (GX)
- 2：デジタル社会の実現 (DX)
- 3：グローバル化・経済安全保障の実現 (グローバル・安全保障)
- 4：新しい健康社会の実現 (健康)
- 5：少子化対策に資する地域の包摂的成長
- 6：災害に対するレジリエンス社会の実現
- 7：バイオものづくり革命の実現
- 8：成長志向型の資源自律経済の確立

<経済社会システムの基盤の組替え (OS)> (4分野)

- 1：人材
- 2：スタートアップ・イノベーション
- 3：価値創造経営
- 4：行政：EBPM・データ駆動型行政